

# 特定非営利活動法人(NPO)児童夢基金

## 「会員規約」

### 第1条(目的)

特定非営利活動法人(NPO)児童夢基金(以下「当法人」という)は、会員との間に本規約を定め、これにより当法人の運営を行う。

### 第2条(会員の定義)

定款第6条に記した2種類の会員に関し、以下の通り定義する。

(1) 正会員とは、当法人の趣旨目的に賛同し、ビジョンの実現に向けた各種活動への可能な範囲の参加及び、資金的支援への意思を持ち、総会において議決権を持つ個人の会員をいう。

(2) 賛助会員とは、当法人の趣旨目的に賛同し、主に資金的支援への意思を持つ、総会における議決権を持たない個人及び団体の会員をいう。

### 第3条(入会)

入会の申込をする場合は、当法人ホームページの入会申込フォームに必要事項を記入し、当法人に送信することとする。年会費は振込の受付のみとし、申込フォーム受信後14日以内に年会費の振込を事務局が確認した日を以て入会の成立とする。

### 第4条(年会費)

会員の年会費は、次のように定める。

- |              |                         |
|--------------|-------------------------|
| (1) 正会員      | 年会費 12,000 円            |
| (2) 賛助会員(個人) | 年会費 1 口 5,000 円(1 口以上)  |
| (3) 賛助会員(団体) | 年会費 1 口 10,000 円(1 口以上) |

(4) 賛助会員の会費は、寄付金として扱うものとする。

(5) 会費は、毎年6月末日までに当法人指定口座へ振り込むものとし、振込手数料は振込者負担とする。

(6) 特別な功労等、合理的な理由がある場合、理事会の議決により正会員の年会費を免除する場合がある。

## **第5条(入会の拒絶)**

当法人は、入会申込者が次の各号に該当する場合は、入会を認めない場合がある。

(1) 申込書に虚偽の事項を記載した場合

(2) 入会申込者がかつて除名された者であった場合

(3) 暴力団関係者または、反社会的勢力に与する者であった場合

(4) 年会費が指定期限日を過ぎても未納の場合

## **第6条(会員資格及び有効期間)**

(1) 会員の資格有効期間は、毎年、当法人決算月末日(毎年6月30日)までとする。

(2) 前項に定める有効期間は、会員又は当法人から申出がない限り、満了の翌日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(3) 入会した会員が退会あるいは死亡した場合は、当該会員の会員資格は失われるものとし、第三者への資格継承はできないものとする。

(4) 団体で入会した会員が、合併等により会員の資格が継承された場合、当該資格を継承した団体会員は、速やかにその旨を書面又は電磁的方法をもって当法人に通知する必要がある。

(5) 会員資格の譲渡、貸与、売買等を行うことはできない。

## **第7条(表決権)**

総会は、当法人定款に定めるとおり正会員をもって構成し、正会員は議決権を有す。

## **第 8 条(会員情報の変更)**

- (1) 会員は、入会申込書に書かれた内容について変更があったときは順次通知する。
- (2) 前項の届出が無く会員が不利益を被った事柄に関し、当法人は一切の責任を負わないものとする。

## **第 9 条 (会員情報等の公開)**

- (1) 当法人は会員情報を原則として外部に公開しない。
- (2) 会員の発言等が第三者に不利益を及ぼすと判断したときは、会員のプライベート情報を警察または関連諸機関などに通知することがある。また、裁判所、検察庁、警察、弁護士会、またはこれらに準じた権限を有する機関から、法令の規定に基づき会員のプライベート情報やアクセスログに関する情報開示を求められたときは、必要に応じて情報を開示することがある。
- (3) 会員は当法人の上記対応が法令に従って行われる限りこれに異議をとなえないものとし、当法人は責任を負わないものとする。

## **第 10 条(会員資格の喪失)**

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 本人から退会の申出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けても応じず滞納したとき。
- (4) 本規約に違反したとき。
- (5) 除名されたとき。

## **第 11 条(除名)**

当法人は、会員が次のいずれかに該当する場合は、当該会員を除名することがある。

- (1) 当法人の定款等に違反したとき。この会員規約に違反したとき。
- (2) 他の会員の名誉、信用、プライバシー権、著作権等、その他の権利を侵害した場合。
- (3) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (4) その他、当法人が会員として不適切と判断した場合。

## **第 12 条(退会)**

会員は、当法人が別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

## **第 13 条(抛出金品の不返還)**

既に納入した入会金及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

## **第 14 条(正会員特典)**

正会員は、次の各号の特典を受けることができるものとする。

- (1) 当法人発行の広報誌の送付
- (2) 当法人が企画する事業・イベント等の先行及び優先案内
- (3) 当法人が企画する事業・イベント等の利用料等の割引
- (4) 賛助会員企業及び協賛企業等による特典案内
- (5) 前述の(1)(2)は、賛助会員にも適用する

## **第 15 条(禁止事項)**

会員は、当法人の活動にあたり、以下に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 他の会員、第三者もしくは当法人の財産及びプライバシーを侵害する行為または侵害する恐れのある行為。

- (2) 公序良俗に反する行為もしくはその恐れのある行為。
- (3) 当法人の運営・活動を妨げる行為及び信用を毀損する行為。
- (4) 営業活動や営利目的、またはその準備を目的とした行為。その他、不適切と判断されるすべての行為。

## **第 16 条 (免責)**

当法人に関連して、会員が他の会員もしくは第三者に対して損害を与えた場合、または会員と他の会員もしくは第三者との間で紛争が生じた場合、当法人は一切責任を追わないものとし、当該会員は自己の費用と責任でかかる損害を賠償し、また、かかる紛争を解決するものとし、当法人にいかなる迷惑または損害を与えないものとします。

## **第 17 条 (損害賠償)**

- (1) 会員が本規約及び本規約に基づく諸規則に反し、またはそれに類する行為によって当法人が損害を受けた場合、当該会員は、当法人が受けた損害を当法人に賠償することとする。
- (2) 会員資格を喪失した後の場合も、前項の規定は継続されるものとする。

## **第 18 条 (会員規約の変更)**

当法人は、運営のために必要と判断される場合、理事会の議決を経て、本規約を変更することがある。

## **附 則**

この規約は、令和2年7月1日から施行する。